

死因究明等推進計画検討会

報告書（素案）

令和3年〇月

目 次

はじめに	1
1 現状と課題	
(1) 現状	2
(2) 課題	3
2 死因究明等の到達すべき水準と基本的な考え方	
(1) 死因究明等の到達すべき水準	5
(2) 死因究明等の施策の基本的な考え方	5
3 死因究明等に関し講ずべき施策	
(1) 死因究明等に係る人材の育成等	
(医師、歯科医師等の育成及び資質の向上)	7
(警察等の職員の育成及び資質の向上)	9
(2) 死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備	10
(3) 死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備	10
(4) 警察等における死因究明等の実施体制の充実	11
(5) 死体の検案及び解剖等の実施体制の充実	
(検案の実施体制の充実)	13
(解剖の実施体制の充実)	15
(6) 死因究明のための死体の科学調査の活用	
(薬物及び毒物に係る検査の活用)	15
(死亡時画像診断の活用)	16
(7) 身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備	17
(8) 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進	
(死因究明により得られた情報の活用)	18
(死因究明により得られた情報の遺族等に対する説明の促進)	19
(9) 情報の適切な管理	20
4 推進体制等	
(1) 推進体制と計画の見直し	21
(2) 中長期的な課題について	21

はじめに

死因究明及び身元確認（以下「死因究明等」という。）は、国民が安全で安心して暮らせる社会及び生命が尊重され個人の尊厳が保持される社会の実現に寄与するものであり、高い公益性を有するものである。近年の高齢化の進展に伴う死亡数の増加や新型コロナウイルス感染症を始めとする新興感染症の脅威、大規模災害の発生リスク等に鑑み、死因究明等とその体制強化の重要性はますます高まっている。

死因究明等に関する施策については、犯罪死の見逃しの問題等を背景に平成 24 年に成立した死因究明等の推進に関する法律（平成 24 年法律第 33 号。2 年間の時限立法。以下「旧法」という。）に基づき、平成 26 年に死因究明等推進計画（以下「旧計画」という。）が閣議決定され、これまで、関係府省庁は旧法及び旧計画に基づき、各種施策を進めてきた。これにより、公衆衛生の向上・増進等を目的とした解剖や死亡時画像診断に対する補助制度の確立や、都道府県警察の検視官の現場臨場率の向上、大学における死因究明等に係る教育及び研究拠点整備等の一定の成果を挙げてきた。

しかし、一方で、未だ地方公共団体における死因究明等推進地方協議会の設置が 39 都道府県にとどまるなど、死因究明等の重要性が必ずしも十分に認識されておらず、十分な対応につながっていない状況にあり、その実施に係る人材、体制の充実強化は喫緊の課題となっている。

こうした中、令和元年 6 月に死因究明等推進基本法（令和元年法律第 33 号。以下「法」という。）が成立し、令和 2 年 4 月 1 日に施行された。法は、死因究明等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めるとともに、死因究明等に関する施策に関する推進計画の策定について定めたものである。

本報告書は、当該計画において定めるべきと考えられる事項について取りまとめたものであり、政府においては、本報告書を踏まえて計画を策定し、これに基づいて死因究明等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを期待する。

1 現状と課題

(1) 現状

我が国における年間死亡者数は、人口の高齢化を反映して増加傾向にあり、平成15年に100万人を超え（死亡率8.0（人口千対））、令和元年には138万1093人（同11.2）となっている。今後も年間の死亡者数は増加傾向を示すことが予想されており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、最も年間死亡数が多いと見込まれる2040年には約168万人（同15.7）となることが予想されている。

また、警察における死体取扱状況については、令和元年は16万7808体¹となっている。この10年程度は概ね同水準で推移しているが、今後我が国の年間死亡数の高まりとともに、増加していく可能性がある。死亡場所に関して、近年は、在宅死を始め、医療機関以外の場所における死亡が若干の増加傾向に転じており、社会の変化すなわち家族や生活の有り様を反映した傾向の変化を注視する必要がある。

これらの死亡の死因究明等を行う体制については、地域によって差異がある。

各都道府県において解剖等を担う大学の法医学教室の人員数については、令和2年5月1日現在5名以下の人員となっている県が21県あり、そのうち常勤の医師が1人のみである県が14県あるなど、人材の不足が顕著に見受けられる。

警察があらかじめ検視等の立会いの協力を依頼している医師は令和2年4月1日現在4,268人となっている。また、歯科所見による身元確認において中核的な役割を担う歯科医師との協力関係を構築しておくことも重要であるところ、警察が事前に協力等を依頼している歯科医師は令和2年4月1日現在9,963人となっている。ただし、それらの人数や選任・任命方法、補償の在り方は、都道府県によって様々な形が取られている。

さらに、死因究明結果の活用についても、監察医解剖が行われている都府県では、監察医施設を中核として衛生行政の一環として死因究明を行った結果の分析や考察が公表されているが、それ以外の地域においては、こうした公衆衛生的観点からの分析等がほとんど行われていないという状況にある。

このような状況の中、法において、各地方公共団体は、死因究明等に係る施策の推進、検証・評価を行うため、死因究明等推進地方協議会を設けるよう努めることが規定されているが、現時点において当該地方協議会が設置されているの

¹ 交通関係及び東日本大震災の死者を除く。

は、前述のとおり 39 都道府県にとどまっており、設置済みの都道府県においても、議事内容や予算・体制等の運営面について悩みや苦労を抱えているなどの課題が生じている。

(2)課題

上記のように、年間の死亡数の増加、とりわけ在宅死の増加により死体検案体制への負荷が増大することが見込まれるとともに、例年自然災害が繰り返し発生し、大規模災害も予見され、さらに、新型コロナウイルス感染症を始めとする新興感染症の脅威も存在している。しかしながら、我が国では未だ死因究明等の重要性が十分に認識され、充実した体制が取られているとは言い難い。その実施に係る人材の確保や体制整備は喫緊の課題である。

人材育成等の面においては、解剖を担う大学の法医学者を始めとした法医学教室の人員、検案を担う医師等の人材確保が急務となっている。とりわけ、都道府県内の解剖を一手に引き受ける大学の法医学教室について、常勤の医師が 1 名のみとなっている状況が見受けられるなど、その体制の脆弱性が課題となっている。検案を行う医師についても、高齢化や人員不足に悩まされている地方公共団体も少なくない。こうした死因究明等を担う人材を確保していくためには、死因究明等の公益性・重要性を社会全体で共有するとともに、法医学者や死体検案を行う医師等の適切な処遇の確保を推進することも重要である。

また、死因究明等が適切に実施されるためには、人員の確保とともにその資質の向上も必要であり、死体検案等に関する研修の充実や、大学の医学教育・歯学教育・薬学教育における死因究明等に関する内容の充実が求められる。

さらに、我が国の死因究明等の質の向上及び体制強化を図るためには、それを支える大学の教育・研究体制を充実することが不可欠である。このため、大学間や学部間の連携を強化し、死因究明に関する教育・研究拠点の整備・拡大を図っていくことも重要な課題である。

各地域の体制面については、その実情に応じて、死因究明等の人材が確保され、専門的機能を有する体制が整備されるよう、各地方公共団体において必要な施策が形成されることが求められる。そのためには、死因究明等推進地方協議会における議論を活性化することにより、域内の関係者が課題を共有し、それに基づき適切に対応方策を立案することができる素地を作る必要がある。

また、地震・津波・洪水等の大規模災害が発生した際には、死体検案、身元確

1 認のために、多大な人員を動員することとなり、そのような状況はいつ、どこに
2 おいても起こり得るものである。各都道府県は、このような非常時に対応できる
3 よう、あらかじめ、各都道府県の医師会や歯科医師会等と連携し、医師、歯科医
4 師等の人員体制を整備しておくことが重要である。このような連携体制の構築
5 は、非常時に限らず通常の死因究明等においても意義があるものであり、死因究
6 明等推進地方協議会において議論を深めておくことに加え、各地域を管轄する
7 警察、保健所、各郡市の医師会、歯科医師会等の実務を担う関係者が日頃から顔
8 の見える関係性を築いておくことも、地域の死因究明等の効果的な運用につな
9 がるものである。

10 死因究明において、医師によって検査・解剖等が必要と判断された場合には、
11 その適切な実施体制が構築される必要がある。現状では、監察医制度を持つ地方
12 公共団体に比べて、当該制度がない地方公共団体において公衆衛生の向上・増進
13 等を目的とした検査・解剖等が少ない傾向が見られ、得られた知見を社会に還元
14 する機能に乏しいといえることなどから、地域における死因究明体制の実態を
15 把握し、必要な検査・解剖等が行われる体制構築を推進することが必要である。

16 また、死因究明等の成果が、死者及び遺族等の権利利益の擁護に資するととも
17 に、公衆衛生の向上・増進等のために活用され、災害・事故・犯罪・虐待等にお
18 ける被害の拡大防止や、予防可能な死亡の再発防止等にも寄与するよう、他の関
19 係法令に抵触しない範囲内で、死体検案の結果や解剖結果、歯科診療情報等のデ
20 ータベース化を進め、広く活用できるようにすることが重要である。その際、デ
21 ータが効果的・効率的に活用されるよう、死亡に関する統計や死亡診断書（死体
22 検案書）の様式、その電子的提出等の在り方についても、検討を進めることが必
23 要である。

2 死因究明等の到達すべき水準と基本的な考え方

(1) 死因究明等の到達すべき水準

死因究明等の推進は、安全で安心して暮らせる社会及び生命が尊重され個人の尊厳が保持される社会を実現することを目的とし、死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われるよう、以下に示す水準を目指して行われるものとする。

i) 死因究明等が、政府及び地方公共団体を始めとする社会全体において、重要な公益性を有するものとして認識され、位置付けられること。

ii) 必要と判断された死因究明等が、死者及び遺族等の権利利益を踏まえつつ、資源の不足等を理由とすることなく、実現される体制が整備されること。

iii) 全ての死因究明等が、専門的科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に、適切に実施されること。

iv) 死因究明の成果が、死者及び遺族等の権利利益の擁護に資するとともに、疾病の予防・治療を始めとする公衆衛生の向上・増進に資する情報として広く活用され、災害・事故・犯罪・虐待等における被害の拡大防止、予防可能な死亡の再発防止等にも寄与すること。

なお、今後、我が国の死因究明等の状況について一定の指標により実態把握を行い、これらの到達すべき水準を満たすために必要な人材確保、体制整備等についてより明確化することを目指す。

(2) 死因究明等の施策の基本的な考え方

死因究明等に関する施策については、国及び地方公共団体が、法の基本理念にのっとり、到達すべき水準を目指して、法第 10 条から第 18 条に掲げられた基本的施策の下に具体的な施策を策定し、実施することを基本とする。

国は、「3 死因究明等に関し講ずべき施策」に記載された具体的な施策を実施する責務を有する。

地方公共団体は、「3 死因究明等に関し講ずべき施策」に記載された国の施策等を踏まえ、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する。また、当該施策の実施を推進し、実施状況を検証・評価するための死因究明等推進地方協議会を設けるよう努めるものとする。

る。

なお、ここでいう地方公共団体とは、原則として都道府県を指すが、監察医制度や政令指定都市、中核市の有無等の地域の実情に応じて、市区町村単位で施策の推進や啓発を行う体制を構築すること、都道府県境を超えたより広域で連携を行うことも考えられる。

大学は、法の基本理念にのっとり、「３ 死因究明等に関し講ずべき施策」に記載された国の施策等を踏まえ、大学における死因究明等に関する人材の育成及び研究を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

国、地方公共団体及び大学のみならず、医療機関、関係団体、医師、歯科医師その他の死因究明等に関係する者は、「３ 死因究明等に関し講ずべき施策」に記載された国の施策及び地方公共団体の施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力することが求められる。

「３ 死因究明等に関し講ずべき施策」に記載された施策の対象期間は、特に達成時期についての具体的な記載がある場合を除き、計画策定後３年程度を目安とする。

3 死因究明等に関し講ずべき施策

議論の便宜上、施策ごとに以下の凡例の通り記号を付記。最終的には「・」等に統一する。

○：旧計画の継続・更新施策

◎：新規施策

◆：再掲

(1) 死因究明等に係る人材の育成等（法第10条）

（医師、歯科医師等の育成及び資質の向上）

○ 文部科学省において、国公立大学を通じて、死因究明等に係る教育拠点整備のための取組を支援しており、法医学・歯科法医学・法中毒学等の死因究明等に係る分野を志す者や新たに取組に参画する者を増加させ、その成果の普及を促すこと等を通じ、引き続き、取組の継続・拡大に努めていく。（文部科学省）

○ 文部科学省において、医学・歯学・薬学教育モデル・コア・カリキュラムで策定された内容の大学への周知を行う際に、死因究明等推進計画等を踏まえた教育内容の充実を要請することにより、卒業時までに学生が身に付けておくべき実践的能力の定着を図っていく。（文部科学省）

○ 厚生労働省において、日本医師会に委託して、検案する医師を対象とした専門的な死体検案研修会を実施しているところ、引き続き、厚生労働省、日本医師会、関係学会等が連携して研修内容を充実することなどにより、検案に携わる医師の充実及び技術向上を図る。

また、厚生労働省において、日本医師会に委託して、大規模災害時や在宅死を想定した基礎的な死体検案研修会を実施しているところ、引き続き、医療関係団体等を通じて広く医師に対して参加を働き掛けるとともに、医療現場の医師も活用できるようホームページ等を通じて教材を提供することなどにより、全ての医師の基本的な検案能力の維持・向上を図る。

これらの施策を通じて、警察等の検視・調査への立会い・検案をする医師について、上記研修を受講した者の数を増加させる。（厚生労働省）

○ 厚生労働省において、引き続き、解剖や死亡時画像診断の結果を含む異状死死因究明支援事業等の成果を検証し、その結果を検案する医師を対象とした専門的な死体検案研修等に反映することなどにより、検案する医師の資質向上を図る。（厚生労働省）

○ 都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催に努めるとともに、検案する医師の資質・能力向上に資するために開催される死

1 体検案研修等について、警察においても、警察の死体取扱業務の状況や取扱
2 事例の紹介を行うなどの協力をしていく。

3 また、海上保安庁において、引き続き、都道府県医師会及び都道府県警察
4 と調整を行い、合同研修会等への参画機会の拡充を図る。（警察庁、海上保
5 安庁）

- 6 ○ 検案する医師が、死亡時画像診断や解剖等の結果と検案結果を比較するこ
7 とができるよう、警察等においては、警察等が取り扱う死体に係る検査、解
8 剖等の結果について、捜査への影響等に留意しつつ、検案する医師に効果的
9 かつ効率的に還元する。

10 また、死亡時画像を読影する医師が、解剖結果と読影結果を比較すること
11 ができるよう、警察等においては、警察等が取り扱う死体に係る解剖等の結
12 果について、捜査への影響等に留意しつつ、読影する医師に効果的かつ効率
13 的に還元する。（警察庁、海上保安庁）

- 14 ○ 厚生労働省において、日本医師会に委託して、医師及び診療放射線技師を
15 対象に、死亡時画像診断に関する研修会を実施しているところ、引き続き、
16 日本医師会、関係学会等と連携して研修内容を更に充実させることにより、
17 死亡時画像診断を行う者の資質向上を図る。まずは、当該研修会を受講した
18 医師及び診療放射線技師の数を増加させる。（厚生労働省）

- 19 ○ 厚生労働省において、引き続き、異状死死因究明支援事業で実施する小児
20 死亡例に対する死亡時画像診断の情報や医療機関内の小児死亡例に対する
21 死亡時画像診断の情報を日本医師会に委託してモデル的に収集・分析するほ
22 か、警察が実施する小児死亡例の死亡時画像診断に関しても警察庁等と連携
23 を図り、死亡時画像診断の有用性や有効に行うための条件等を検証する。ま
24 た、検証した結果に基づき、死亡時画像診断に関する研修用の資料を作成す
25 るほか、研修内容に反映させる。（厚生労働省）

- 26 ○ 死亡時画像を読影する医師及び撮影する技師の資質の向上を図るため、各
27 都道府県において開催される研修等について、警察においても、死亡時画像
28 診断を実施した事例の紹介を行うなどの協力をしていく。（警察庁）

- 29 ○ 文部科学省において、日本医師会・日本歯科医師会と連携した医師・歯科
30 医師に対する死因究明等に係る定期的な研修会の実施・協力について、各大
31 学医学部・歯学部関係者が出席する会議等の場を活用し、要請していく。（文
32 部科学省）

- 33 ○ 都道府県歯科医師会と都道府県警察との合同研修・訓練の実施に関する指
34 針に基づき、警察において、都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同

研修会等の積極的な開催に努めるとともに、警察の身元確認業務の状況や取扱事例の紹介を行うなどの協力をしていく。

また、海上保安庁において、引き続き、都道府県歯科医師会及び都道府県警察と調整を行い、合同研修会等への参画機会の拡充を図る。(警察庁、海上保安庁)

○ 文部科学省において、医学部・歯学部・薬学部における死因究明等に係るカリキュラム内容や教育方法等の事例について、各大学医学部・歯学部・薬学部の教育責任者等が参加する会議等の場を活用し、積極的に紹介していく。(文部科学省)

○ 文部科学省において、死因究明等を通じた公共の秩序の維持や公衆衛生の向上等の重要性について、死因究明等推進基本法や死因究明等推進計画等を通じ、各大学医学部・歯学部・薬学部の教育責任者等が参加する会議等の場を活用し、周知を図っていく。(文部科学省)

(警察等の職員の育成及び資質の向上)

○ 警察において、死体取扱業務に専従する検視官及び検視官補助者に対する研修のほか死体取扱業務に従事する全ての警察官に対し、各階級に応じた教養を実施しているところ、これらの教養がより効果的なものとなるよう、既存講義の見直しを含め、内容の充実を図っていく。(警察庁)

○ 警察庁において、死体取扱業務に従事する警察官の知識・技能の向上を図るため、全国会議等における事例発表や効果的な執務資料の作成・配布等を通じて、各都道府県警察における好事例、効果的な取組等に関する情報の共有を図っていく。(警察庁)

○ 海上保安庁において、法医学教室等に職員を派遣して行っている研修を継続し、死体取扱業務に必要な専門的知識・技能を修得した職員の海上保安部署への配置の拡充を図る。(海上保安庁)

○ 海上保安庁において、検視等を担当する鑑識官及び死体取扱業務に従事する海上保安官の知識・技能の維持・向上のための研修を実施しているところ、引き続き、その内容の充実を図る。(海上保安庁)

◆ 都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催に努めるとともに、検案する医師の資質・能力向上に資するために開催される死体検案研修等について、警察においても、警察の死体取扱業務の状況や取扱事例の紹介を行うなどの協力をしていく。

また、海上保安庁において、引き続き、都道府県医師会及び都道府県警察

と調整を行い、合同研修会等への参画機会の拡充を図る。（警察庁、海上保安庁）（再掲）

◆ 都道府県歯科医師会と都道府県警察との合同研修・訓練の実施に関する指針に基づき、警察において、都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催に努めるとともに、警察の身元確認業務の状況や取扱事例の紹介を行うなどの協力をしていく。

また、海上保安庁において、引き続き、都道府県歯科医師会及び都道府県警察と調整を行い、合同研修会等への参画機会の拡充を図る。（警察庁、海上保安庁）（再掲）

（２）死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備（法第 11 条）

○ 文部科学省において、国公立大学を通じて、死因究明等に係る教育及び研究の拠点整備のための取組を支援しており、法医学・歯科法医学・法中毒学等の死因究明等に係る人材養成と研究を推進する拠点を整備し、その成果の普及を促すこと等を通じ、引き続き、取組の継続・拡大に努めていく。（文部科学省）

（３）死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備（法第 12 条）

○ 厚生労働省において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施される体制が構築されるよう、地方公共団体に対し、死体検案や薬毒物・感染症等の検査、死亡時画像診断、解剖、身元確認等に係る専門的機能を有する体制の整備を求める。

なお、このような体制整備の前提として、解剖等を担う法医学者等の人材が不足している地方公共団体にあっては、地域の死因究明等に係る関係者で協議し、人材確保策を検討することが必要である。例えば、都道府県医師会と協議して検案体制を整えることや、地域医療対策協議会において地域枠医師等の活用についての検討を行うこと等も考えられる。（厚生労働省）

○ 厚生労働省において、死因究明等推進地方協議会における議論を活性化し、必要な施策形成を促進するため、各地方公共団体の取組の指針となるマニュアルを令和 3 年度中に策定する。また、当該マニュアルを通じて、地方公共団体毎の死因究明等の施策に関する計画の策定を求める。（厚生労働省）

◎ 厚生労働省において、死因究明等に関する各地方公共団体の実態を把握し、今後、国及び地方公共団体が施策に関する定量的な目標設定を行うための基礎的なデータを得るため、令和 3 年度から定期的に、関係省庁の協力を得な

1 がら、地方公共団体の負担を考慮しつつ、施策の実施体制や実績等に関する
2 横断的な実態調査を実施する。（厚生労働省）

3 ◎ 厚生労働省において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され
4 る体制が構築されるよう、地方公共団体に対し、死体検案や薬毒物・感染症
5 等の検査、死亡時画像診断、解剖、身元確認等に係る専門的機能を有する体
6 制整備を支援する。（厚生労働省）

7 ○ 厚生労働省において、地方公共団体に対し、死因究明等推進地方協議会を
8 設置した上で、その地域の状況に応じて、死因究明等に関する施策の検討を
9 行うとともに、当該施策の実施を推進し、その実施の状況を検証し、及び評
10 価することを求める。（厚生労働省）

11 ○ 関係省庁において、地方公共団体を始めとした地方における関係機関・団
12 体に対し、死因究明等推進地方協議会の設置・活用に向けて協力するようそ
13 れぞれ指示し、又は求める。（厚生労働省、警察庁、総務省、法務省、文部
14 科学省、海上保安庁）

15 ○ 関係省庁において、大規模災害の発生等に備えた各地域における検案体制
16 の構築を推進するため、日本医師会による、警察等の検視・調査への立会い、
17 検案をする医師のネットワーク強化に関し、研修に係る人材派遣や技能向上
18 に必要な情報の還元等を始めとした必要な協力を実施する。（厚生労働省、
19 警察庁、文部科学省、海上保安庁）

20 ○ 関係省庁において、大規模災害の発生等に備えた各地域における身元確認
21 体制の構築を推進するため、日本歯科医師会による、歯科所見による身元確
22 認を行う歯科医師の体制整備に関し、研修に係る人材派遣や技能向上に必要
23 な情報の還元等を始めとした必要な協力を実施する。（厚生労働省、警察庁、
24 文部科学省、海上保安庁）

25 26 **（４）警察等における死因究明等の実施体制の充実（法第 13 条）**

27 ○ 今後見込まれる死者数の増加に対応すべく、一層効果的かつ効率的な検視
28 官の運用について検討するとともに、検視官が現場に臨場することができな
29 い場合であっても、現場の映像等を送信し、検視官が死体や現場の状況をリ
30 アルタイムに確認することができる映像伝送装置の整備・活用に努めていく。
31 （警察庁）

32 ○ 警察庁において、司法解剖及び警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調
33 査等に関する法律（平成 24 年法律第 34 号。以下「死因・身元調査法」とい
34 う。）に基づく解剖の実施状況を踏まえるとともに、日本法医学会と調整し

- ながら、同解剖の委託経費に関する必要な見直しを行っていく。(警察庁)
- 警察において、本格的な薬毒物定性検査を実施する必要がある場合に、必要な検査を迅速かつ的確に実施することができるよう、科学捜査研究所の体制整備を図っていく。また、必要に応じて法医学教室等の機関とも連携を図っていく。(警察庁)
 - 警察において、死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するため、都道府県医師会、法医学教室等との連携強化を図っていく。また、必要な検査を確実に実施することができるよう、その実施体制の見直しを行っていく。(警察庁)
 - 警察等において、死亡時画像診断の実施に協力いただける病院との協力関係を強化・構築することにより、死亡時画像診断を実施する必要があると認められる場合に、確実な死亡時画像診断の実施を図っていく。(警察庁、海上保安庁)
 - 警察において、「身元不明死体情報」と「行方不明者情報」を対照するに当たって、DNA 型記録の照会及び歯科所見情報を含む身体特徴等の照会により身元確認に活用する「身元確認照会システム」を構築したことから、適正かつ効果的に運用していく。(警察庁)
 - 警察において、身元不明死体の身元確認のために必要な DNA 型鑑定を適切に実施することができるよう鑑定体制の整備等を図っていく。また、必要に応じて法医学教室等の機関とも連携を図っていく。(警察庁)
 - 海上保安庁において、検視等を担当する鑑識官を引き続き整備し、検視等の実施体制の充実を図る。(海上保安庁)
 - ◆ 海上保安庁において、法医学教室等に職員を派遣して行っている研修を継続し、死体取扱業務に必要な専門的知識・技能を修得した職員の海上保安部署への配置の拡充を図る。(海上保安庁)(再掲)
 - 海上保安庁において、引き続き、死体取扱業務に必要な資器材等の整備を図る。(海上保安庁)
 - 海上保安庁において、死因・身元調査法に基づく検査を適切に実施するため、引き続き都道府県医師会、法医学教室等との協力関係の強化・構築を図る。(海上保安庁)
 - 海上保安庁において、身元不明死体に係る遺伝子構造の検査、歯牙の調査等を実施する必要があると認めるときは、それらを確実に実施できるよう、引き続き、都道府県警察、法医学教室、都道府県歯科医師会等との協力関係の強化・構築を図る。(海上保安庁)

(5) 死体の検案及び解剖等の実施体制の充実（法第 14 条）

（検案の実施体制の充実）

◆ 関係省庁において、大規模災害の発生等に備えた各地域における検案体制の構築を推進するため、日本医師会による、警察等の検視・調査への立会い、検案をする医師のネットワーク強化に関し、研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等を始めとした必要な協力を実施する。（厚生労働省、警察庁、文部科学省、海上保安庁）（再掲）

◆ 厚生労働省において、日本医師会に委託して、検案する医師を対象とした専門的な死体検案研修会を実施しているところ、引き続き、厚生労働省、日本医師会、関係学会等が連携して研修内容を充実することなどにより、検案に携わる医師の充実及び技術向上を図る。

また、厚生労働省において、日本医師会に委託して、大規模災害時や在宅死を想定した基礎的な死体検案研修会を実施しているところ、引き続き、医療関係団体等を通じて広く医師に対して参加を働き掛けるとともに、医療現場の医師も活用できるようホームページ等を通じて教材を提供することなどにより、全ての医師の基本的な検案能力の維持・向上を図る。

これらの施策を通じて、警察等の検視・調査への立会い・検案をする医師について、上記研修を受講した者の数を増加させる。（厚生労働省）（再掲）

◆ 厚生労働省において、引き続き、解剖や死亡時画像診断の結果を含む異状死死因究明支援事業等の成果を検証し、その結果を検案する医師を対象とした専門的な死体検案研修等に反映することなどにより、検案する医師の資質向上を図る。（厚生労働省）（再掲）

◆ 厚生労働省において、日本医師会に委託して、医師及び診療放射線技師を対象に、死亡時画像診断に関する研修会を実施しているところ、引き続き、日本医師会、関係学会等と連携して研修内容を更に充実させることにより、死亡時画像診断を行う者の資質向上を図る。まずは、当該研修会を受講した医師及び診療放射線技師の数を増加させる。（厚生労働省）（再掲）

◆ 厚生労働省において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施される体制が構築されるよう、地方公共団体に対し、死体検案や薬毒物・感染症等の検査、死亡時画像診断、解剖、身元確認等に係る専門的機能を有する体制整備を支援する。（厚生労働省）（再掲）

◆ 厚生労働省において、引き続き、異状死死因究明支援事業で実施する小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報や医療機関内の小児死亡例に対する

死亡時画像診断の情報を日本医師会に委託してモデル的に収集・分析するほか、警察が実施する小児死亡例の死亡時画像診断に関しても警察庁等と連携を図り、死亡時画像診断の有用性や有効に行うための条件等を検証する。また、検証した結果に基づき、死亡時画像診断に関する研修用の資料を作成するほか、研修内容に反映させる。（厚生労働省）（再掲）

- ◆ 検案する医師が、死亡時画像診断や解剖等の結果と検案結果を比較することができるよう、警察等においては、警察等が取り扱う死体に係る検査、解剖等の結果について、捜査への影響等に留意しつつ、検案する医師に効果的かつ効率的に還元する。

また、死亡時画像を読影する医師が、解剖結果と読影結果を比較することができるよう、警察等においては、警察等が取り扱う死体に係る解剖等の結果について、捜査への影響等に留意しつつ、読影する医師に効果的かつ効率的に還元する。（警察庁、海上保安庁）（再掲）

- 厚生労働省において、死体検案において疾病の予防・治療を始めとする公衆衛生の向上及び増進のために必要と判断された検査・解剖が的確に実施されるよう、異状死死因究明支援事業により、報酬や備品等必要な費用を支援する。（厚生労働省）
- 厚生労働省において、検案に際して行われる検査の費用や検案書発行料等の金額の基準や算定根拠の在り方について、引き続き研究を行うとともに、研究成果をとりまとめ、地方公共団体へ還元する。（厚生労働省）
- 厚生労働省において、死因等に関する情報を正確に把握し、効果的に施策に反映することができるよう、死亡診断書（死体検案書）の様式等について必要な見直しを行うとともに、死亡診断書（死体検案書）の電子的交付について、関係省庁と連携して検討を進め、実現可能な体制等の方向性を示す。（厚生労働省）
- ◎ 厚生労働省において、死体検案が専門的科学的知見に基づき適正に実施されるよう、死体検案に従事する一般臨床医等が、死因判定等について悩んだ際に法医学者に相談することができる体制を全国的に構築し、その普及啓発を図る。（厚生労働省）
- 文部科学省において、地方において実施する検案、解剖、薬毒物検査等の実施体制の充実に係る取組に関し、地方公共団体等からの要請に基づき、大学施設等の活用等を通じて協力するよう、各大学医学部・歯学部関係者が出席する会議等の場を活用し、要請していく。（文部科学省）

1 **(解剖の実施体制の充実)**

2 ◆ 厚生労働省において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され
3 る体制が構築されるよう、地方公共団体に対し、死体検案や薬毒物・感染症
4 等の検査、死亡時画像診断、解剖、身元確認等に係る専門的機能を有する体
5 制整備を支援する。(厚生労働省)(再掲)

6 ◎ 厚生労働省において、各地域における死因究明に関し中核的な役割を果た
7 す医療機関、大学等について、薬毒物・感染症等の検査、死亡時画像診断、
8 感染症対策に対応した解剖等を行うための施設・設備を整備する費用を支援
9 する。(厚生労働省)

10 ◆ 厚生労働省において、死体検案において疾病の予防・治療を始めとする公
11 衆衛生の向上及び増進のために必要と判断された検査・解剖が的確に実施さ
12 れるよう、異状死死因究明支援事業により、報酬や備品等必要な費用を支援
13 する。(厚生労働省)(再掲)

14 ◆ 文部科学省において、地方において実施する検案、解剖、薬毒物検査等の
15 実施体制の充実に係る取組に関し、地方公共団体等からの要請に基づき、大
16 学施設等の活用等を通じて協力するよう、各大学医学部・歯学部関係者が出
17 席する会議等の場を活用し、要請していく。(文部科学省)(再掲)

18
19 **(6)死因究明のための死体の科学調査の活用(法第15条)**

20 **(薬物及び毒物に係る検査の活用)**

21 ◆ 厚生労働省において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され
22 る体制が構築されるよう、地方公共団体に対し、死体検案や薬毒物・感染症
23 等の検査、死亡時画像診断、解剖、身元確認等に係る専門的機能を有する体
24 制整備を支援する。(厚生労働省)(再掲)

25 ◆ 厚生労働省において、各地域における死因究明に関し中核的な役割を果た
26 す医療機関、大学等について、薬毒物・感染症等の検査、死亡時画像診断、
27 感染症対策に対応した解剖等を行うための施設・設備を整備する費用を支援
28 する。(厚生労働省)(再掲)

29 ◆ 厚生労働省において、死体検案において疾病の予防・治療を始めとする公
30 衆衛生の向上及び増進のために必要と判断された検査・解剖が的確に実施さ
31 れるよう、異状死死因究明支援事業により、報酬や備品等必要な費用を支援
32 する。(厚生労働省)(再掲)

33 ◎ 厚生労働省において、死因究明に係る薬毒物検査における標準品の必要性
34 や、必要とされる標準品が整備される方策について検討を行い、一定の方向

性を明らかにする。(厚生労働省)

◆ 警察において、本格的な薬毒物定性検査を実施する必要がある場合に、必要な検査を迅速かつ的確に実施することができるよう、科学捜査研究所の体制整備を図っていく。また、必要に応じて法医学教室等の機関とも連携を図っていく。(警察庁)(再掲)

○ 警察において、簡易検査キットを用いた予試験の徹底、複数の簡易薬物検査キットの活用等薬毒物検査の充実を図るとともに、現場の状況等から必要があると認めるときは、科学捜査研究所において、本格的な定性検査を実施しているところ、引き続き、必要と認められる場合に、必要な定性検査が確実に実施されるように図っていく。(警察庁)

◆ 警察において、死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するため、都道府県医師会、法医学教室等との連携強化を図っていく。また、必要な検査を確実に実施することができるよう、その実施体制の見直しを行っていく。(警察庁)(再掲)

○ 海上保安庁において、簡易検査キットを用いた薬物検査を実施しているところ、引き続き、必要があると認めるときは確実に薬毒物に係る定性検査の実施を図る。(海上保安庁)

◆ 文部科学省において、地方において実施する検案、解剖、薬毒物検査等の実施体制の充実に係る取組に関し、地方公共団体等からの要請に基づき、大学施設等の活用等を通じて協力するよう、各大学医学部・歯学部関係者が出席する会議等の場を活用し、要請していく。(文部科学省)(再掲)

(死亡時画像診断の活用)

◆ 厚生労働省において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施される体制が構築されるよう、地方公共団体に対し、死体検案や薬毒物・感染症等の検査、死亡時画像診断、解剖、身元確認等に係る専門的機能を有する体制整備を支援する。(厚生労働省)(再掲)

◆ 厚生労働省において、各地域における死因究明に関し中核的な役割を果たす医療機関、大学等について、薬毒物・感染症等の検査、死亡時画像診断、感染症対策に対応した解剖等を行うための施設・設備を整備する費用を支援する。(厚生労働省)(再掲)

◆ 厚生労働省において、死体検案において疾病の予防・治療を始めとする公衆衛生の向上及び増進のために必要と判断された検査・解剖が的確に実施されるよう、異状死死因究明支援事業により、報酬や備品等必要な費用を支援

1 する。(厚生労働省)(再掲)

2 ◆ 厚生労働省において、日本医師会に委託して、医師及び診療放射線技師を
3 対象に、死亡時画像診断に関する研修会を実施しているところ、引き続き、
4 日本医師会、関係学会等と連携して研修内容を更に充実させることにより、
5 死亡時画像診断を行う者の資質向上を図る。まずは、当該研修会を受講した
6 医師及び診療放射線技師の数を増加させる。(厚生労働省)(再掲)

7 ◆ 厚生労働省において、引き続き、異状死死因究明支援事業で実施する小児
8 死亡例に対する死亡時画像診断の情報や医療機関内の小児死亡例に対する
9 死亡時画像診断の情報を日本医師会に委託してモデル的に収集・分析するほ
10 か、警察が実施する小児死亡例の死亡時画像診断に関しても警察庁等と連携
11 を図り、死亡時画像診断の有用性や有効に行うための条件等を検証する。ま
12 た、検証した結果に基づき、死亡時画像診断に関する研修用の資料を作成す
13 るほか、研修内容に反映させる。(厚生労働省)(再掲)

14 ◆ 警察において、死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するた
15 め、都道府県医師会、法医学教室等との連携強化を図っていく。また、必要
16 な検査を確実に実施することができるよう、その実施体制の見直しを行って
17 いく。(警察庁)(再掲)

18 ◆ 警察等において、死亡時画像診断の実施に協力いただける病院との協力関
19 係を強化・構築することにより、死亡時画像診断を実施する必要があると認
20 められる場合に、確実な死亡時画像診断の実施を図っていく。(警察庁、海
21 上保安庁)(再掲)

22 ◆ 文部科学省において、地方において実施する検案、解剖、薬毒物検査等の
23 実施体制の充実に係る取組に関し、地方公共団体等からの要請に基づき、大
24 学施設等の活用等を通じて協力するよう、各大学医学部・歯学部関係者が出
25 席する会議等の場を活用し、要請していく。(文部科学省)(再掲)

26 27 **(7) 身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係る** 28 **データベースの整備 (法第 16 条)**

29 ◆ 関係省庁において、大規模災害の発生等に備えた各地域における身元確認
30 体制の構築を推進するため、日本歯科医師会による、歯科所見による身元確
31 認を行う歯科医師の体制整備に関し、研修に係る人材派遣や技能向上に必要
32 な情報の還元等を始めとした必要な協力を実施する。(厚生労働省、警察庁、
33 文部科学省、海上保安庁)(再掲)

34 ◆ 警察において、「身元不明死体情報」と「行方不明者情報」を対照するに

1 当たって、DNA 型記録の照会及び歯科所見情報を含む身体特徴等の照会により
2 身元確認に活用する「身元確認照会システム」を構築したことから、適正
3 かつ効果的に運用していく。(警察庁)(再掲)

4 ◆ 警察において、身元不明死体の身元確認のために必要な DNA 型鑑定を適
5 切に実施することができるよう鑑定体制の整備等を図っていく。また、必要
6 に応じて法医学教室等の機関とも連携を図っていく。(警察庁)(再掲)

7 ○ 警察庁において、大規模災害等における迅速な歯科所見情報の採取・照会
8 が可能となるよう、日本歯科医師会と必要な調整を図り、歯科医師に対する
9 照会要領を定めるなど、平素から所要の準備を進めていく。(警察庁)

10 ○ 厚生労働省において、歯科医療機関が保有する歯科診療情報を身元確認へ
11 活用するための大規模データベースの構築に向けて、「口腔診査情報標準コ
12 ード仕様」により標準化した口腔診査情報を効率的・効果的に収集するため
13 の方策について、個人情報等の取扱いも含めて検討するとともに、電子カル
14 テ等への「口腔診査情報標準コード仕様」の実装を推進するため、全国の歯
15 科医療関係者に周知を行うなど、標準化された歯科診療情報を収集・活用す
16 るための整備を図っていく。また、電子カルテ等に保存されている口腔診査
17 情報以外の歯科診療情報の活用の可能性についても検討を行う。(厚生労働
18 省)

19 ◆ 海上保安庁において、身元不明死体に係る遺伝子構造の検査、歯牙の調査
20 等を実施する必要があると認めるときは、それらを確実に実施できるよう、
21 引き続き、都道府県警察、法医学教室、都道府県歯科医師会等との協力関係
22 の強化・構築を図る。(海上保安庁)(再掲)

24 (8)死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の 25 促進(法第17条)

26 (死因究明により得られた情報の活用)

27 ○ 死因・身元調査法に基づき、明らかになった死因がその後同種の被害を
28 生させるおそれのあるものであって、必要があると認めるときは、その旨を
29 関係行政機関に通報する。(警察庁、海上保安庁)

30 ○ 厚生労働省において、他の関係法令に抵触しない範囲内で、解剖、死亡時
31 画像診断等の情報を収集するデータベースを構築し、異状死死因究明支援事
32 業等を通じてその登録件数を拡大する。また、製品事故等の社会的問題を
33 発見した場合には、関係行政機関への速やかな連絡を行う。(厚生労働省)

34 ◆ 厚生労働省において、引き続き、解剖や死亡時画像診断の結果を含む異状

1 死死因究明支援事業等の成果を検証し、その結果を検案する医師を対象とし
2 た専門的な死体検案研修等に反映することなどにより、検案する医師の資質
3 向上を図る。(厚生労働省)(再掲)

- 4 ◆ 都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催に努
5 めるとともに、検案する医師の資質・能力向上に資するために開催される死
6 体検案研修等について、警察においても、警察の死体取扱業務の状況や取扱
7 事例の紹介を行うなどの協力をしていく。

8 また、海上保安庁において、引き続き、都道府県医師会及び都道府県警察
9 と調整を行い、合同研修会等への参画機会の拡充を図る。(警察庁、海上保
10 安庁)(再掲)

- 11 ◆ 死亡時画像を読影する医師及び撮影する技師の資質の向上を図るため、各
12 都道府県において開催される研修等について、警察においても、死亡時画像
13 診断を実施した事例の紹介を行うなどの協力をしていく。(警察庁)(再掲)

- 14 ◆ 検案する医師が、死亡時画像診断や解剖等の結果と検案結果を比較するこ
15 とができるよう、警察等においては、警察等が取り扱う死体に係る検査、解
16 剖等の結果について、捜査への影響等に留意しつつ、検案する医師に効果的
17 かつ効率的に還元する。

18 また、死亡時画像を読影する医師が、解剖結果と読影結果を比較すること
19 ができるよう、警察等においては、警察等が取り扱う死体に係る解剖等の結
20 果について、捜査への影響等に留意しつつ、読影する医師に効果的かつ効率
21 的に還元する。(警察庁、海上保安庁)(再掲)

- 22 ◆ 厚生労働省において、死因等に関する情報を正確に把握し、効果的に施策
23 に反映することができるよう、死亡診断書(死体検案書)の様式等について
24 必要な見直しを行うとともに、死亡診断書(死体検案書)の電子的交付につ
25 いて、関係省庁と連携して検討を進め、実現可能な体制等の方向性を示す。
26 (厚生労働省)(再掲)

- 27 ◎ 厚生労働省において、予防のための子どもの死亡検証(Child Death
28 Review)の実施体制の整備について試行的に実施しているところ、死亡検証
29 により得られた子どもの死亡の原因に関する情報の収集、管理、活用等の在
30 り方について検討を行い、一定の方向性を明らかにする。(厚生労働省、警
31 察庁、法務省、文部科学省)

32 (死因究明により得られた情報の遺族等に対する説明の促進)

- 33 ○ 司法解剖等の犯罪捜査の的行われた死体に係る死因等については、現
34

1 在も、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 47 条の趣旨を踏まえつつ、
2 可能な範囲で遺族等に説明を行っているところ、引き続き、捜査への影響、
3 第三者のプライバシーの保護等に留意しつつ、丁寧な説明に努め、死者につ
4 いての情報を知りたいという遺族の気持ちにできるだけ応えられるよう努
5 めていく。（警察庁、法務省、海上保安庁）

6 ○ 犯罪捜査の手續が行われていない死体に係る死因等については、第三者の
7 プライバシーの保護に留意しつつも、死因・身元調査法の趣旨を踏まえ、遺
8 族等の要望に応じ、書面を交付するなど丁寧な説明に努めていく。（警察庁、
9 海上保安庁）

10 ○ 解剖結果、死亡時画像診断結果、検案結果、身元確認結果等の専門的知識
11 を要する事項については、解剖等を行った医師や歯科所見を採取した歯科医
12 師に説明を依頼するなど、遺族等の要望を的確に踏まえた対応に努めていく。
13 （警察庁、海上保安庁）

14 ○ 遺族等からの要望があった場合には、死亡診断書（死体検案書）の内容に
15 ついてできるだけ丁寧に説明すべきであることを、死亡診断書（死体検案書）
16 記入マニュアルに記載しているところ、医師会等を通じてその旨を周知して
17 いく。（厚生労働省）

18 19 **（9）情報の適切な管理（法第 18 条）**

20 ◎ 死因究明等により得られた情報については、死者及びその遺族等の権利利
21 益等に配慮して管理する必要があることを踏まえ、当該情報を取り扱う者に
22 対して情報管理の重要性を周知徹底することなどを通じて、その適切な管理
23 を図る。（厚生労働省、警察庁、法務省、文部科学省、海上保安庁）

4 推進体制等

(1) 推進体制と計画の見直し

法第 19 条第 2 項第 7 号においては、「政府は、死因究明等に関する施策の進捗状況等を踏まえ、3 年に 1 回、死因究明等推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。」とされている。

本規定に基づき、本計画策定後 3 年に 1 回を目途に、本計画に検討を加え、必要に応じて見直すこととする。加えて、死因究明等を巡る状況変化を的確に捉えた上で施策を推進することが重要であることから、各関係省庁の施策について少なくとも毎年 1 回のフォローアップを行い、必要な改善方策について各省庁が検討する機会を設けることとする。

(2) 中長期的な課題について

「3 死因究明等に関し講ずべき施策」において記載したとおり、本計画においては、死因究明等の実務の主体となる地方公共団体や大学の体制等について基礎的な調査を行い、我が国の死因究明等の状況について一定の指標により実態を把握することとしている。把握したデータに基づいて、今後、施策の評価や地域間の比較を行い、必要な人材確保、体制整備等についてより明確化することを目指す。その中で、法医学者や死体検案を行う医師等の人材のキャリアパスを含めた処遇や法医学教室等の地域の死因究明等を担う機関への支援の在り方についても検討することとする。